

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成十三年三月三十日
福井県規則第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年福井県規則第三十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行については、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第二条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第一号）によるものとする。

2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、または法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（様式第二号）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第三条 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第三号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等）

第三条の二 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第三号の二）によるものとする。

2 省令第四条の四の四の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第三号の三）によるものとする。

（平二三規則一五・追加）

（特定一般廃棄物処理施設の状況等の報告）

第四条 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第四号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第五条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第五号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第六条 省令第五条の四の二第一項および省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第六号）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第七条 省令第五条の五第一項および省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第七号）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第八条 省令第五条の五の二第一項（省令第五条の五の四の規定により準用する場合を含む。）および省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第八号）によるものとする。

（平二三規則一五・一部改正）

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第八条の二 省令第五条の五の五第一項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第八号の二）によるものとする。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収施設設置者の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第八号の三）を交付する。

（平二三規則一五・追加）

（一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第八条の三 省令第五条の五の十第一項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書（様式第八号の四）によるものとする。

（平二三規則一五・追加）

（一般廃棄物の熱回収に関する報告）

第八条の四 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、熱回収報告書（様式第八号の五）によるものとする。

（平二三規則一五・追加）

（市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第九条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第九号）によりするものとする。

（平一八規則九・一部改正）

（市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第十条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第十号）によるものとする。

（平一八規則九・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第十一条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書（様式第十一号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設に係る合併または分割の申請）

第十二条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書（様式第十二号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設に係る相続の届出）

第十三条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書（様式第十三号）によるものとする。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等）

第十四条 省令第十二条の七の十七第一項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（様式第十四号）によりするものとする。

2 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書（様式第十五号）によるものとする。

3 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（様式第十六号）によりするものとする。

（平一六規則二二・追加、平二三規則一五・一部改正）

（廃棄物再生事業者の登録の申請等）

第十五条 政令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書（様式第十七号）によるものとする。

2 政令第十九条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（様式第十八号。以下「登録証明書」という。）によるものとする。

3 政令第二十条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第十九号）によりするものとする。

4 政令第二十一条の規定による届出は、廃棄物再生事業者事業場廃止（休止・再開）届出書（様式第二十号）によりするものとする。

（平一六規則二二・旧第十四条繰下・一部改正、平一六規則七五・一部改正）

（許可証等の再交付の申請等）

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者、法第二十条の二第一項の登録を受けた者または法第九条の二の四第一項および第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者（以下これらを「許可等を受けた者」という。）は、それぞれ交付された許可証、登録証明書または認定証（以下「許可証等」という。）を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申

請書（様式第二十一号）に当該許可証等を添えて（許可証等を失ったときを除く。）、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等（第三号の場合にあっては、発見した許可証等）を知事に返納（事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納）しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可（以下この号において「許可」という。）、法第二十条の二第一項の登録ならびに法第九条の二の四第一項および第十五条の三の三第一項の認定（以下この号において「認定」という。）を取り消されたときまたは許可および認定が失効したとき。

二 許可、登録または認定に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。

三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。

四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

（平一六規則二二・旧第十五条繰下・一部改正、平二三規則一五・一部改正）

（許可等の更新の申請時期）

第十七条 前条第一項に規定する許可等を受けた者は、当該許可等の有効期間の満了の後引き続き当該許可等に係る業を行おうとするときは、当該許可等の有効期間が満了する一月前までに、当該許可等の更新の申請書を知事に提出しなければならない。

（平一六規則二二・旧第十六条繰下）

（提出書類の部数および経由）

第十八条 法、政令、省令およびこの規則の規定により提出する書類の部数は、正本一部および副本一部（政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第八条第一項の許可および法第九条第一項の許可の申請ならびに政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可および法第十五条の二の六の許可の申請にあっては、正本一部および副本十部）とし、別表の上欄に掲げる書類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる保健所長を経由して知事に提出するものとする。

（平一六規則二二・旧第十七条繰下・一部改正、平二三規則一五・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細

則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。

- 3 旧規則第七条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書は、新規則第十四条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書とみなす。

附 則（平成一六年規則第二二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成一六年規則第七五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一八年規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県県税犯則事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞じゆつ金および殉職者特別賞じゆつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施

行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、および福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二三年規則第一五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。